

Title	海洋空間における国際責任論の展開
Sub Title	The development of rules on international responsibility in the maritime zones
Author	大森, 正仁(Omori, Masahito)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2002
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.2 (2002. 2) ,p.1- 27
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	栗林忠男教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20020228-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

海洋空間における国際責任論の展開

大 森 正 仁

はじめに

第一章 国際法における海洋空間の区分

- 一 主権のおよぶ区域
- 二 沿岸国の調整された主権および管轄権の下にある区域
- 三 自由な活動領域

第二章 各区域における責任論の展開

- 一 主権のおよぶ区域
- 二 沿岸国の調整された主権および管轄権の下にある区域
- 三 自由な活動領域

第三章 空間区分を越えた海洋における責任制度

- 一 海洋環境の保護と責任制度
 - 二 責任制度と紛争解決手続
- 結びにかえて

はじめに

国際法において、様々な空間が認められてきている。それらは、例えば、主権下にある空間、調整された国の主権・管轄権の下にある空間、国際的空間に分類されることがある。⁽¹⁾この空間区分と責任論の関係について、領土、空域、宇宙について考察を行う機会があり、それぞれの空間の特性に依存した行為が存在し、そのために空間の特性がそこに適用される責任原則を決定する側面がありうる⁽²⁾と指摘した。ここではその際に取り上げることのできなかつた海洋空間に焦点をあてて責任論との関係を論ずることとした。海洋法の歴史は長く、国際法の分野の中でも様々な対象を取り扱っているが、一九八二年の国連海洋法条約はこれまでに発達してきた多くの海洋法に関する規範を包含するとともに、新しく生じて来た現象に対応するための国際法規の作成という側面を有している。また、条約を作成した国連海洋法会議での交渉は、コンセンサス方式、パッケージ・ディールなどを特徴としたものであった。

このような状況の下で作られた多くの相互に密接な関連を有する規範のなかから責任の規定のみを取り上げて論ずることは、海洋法の体系的な理解からは逸脱する恐れがありえよう。また、例えば、海洋法のなかでも海洋環境と責任との関係を取り上げた著作もあり、ここでは、責任の原則、海洋環境に対する国の権限等が検討されている。⁽³⁾しかしながら、海洋法を国際責任論の脈絡でとらえなおすための作業の一環としては、海洋空間と責任との関係を考察することが必要な作業と考えられる。それとともに、他の空間と責任の問題との比較についても考察を行いたいと思う。

第一章 国際法における海洋空間の区分

国際法においては、海洋法は古くから発展してきた分野である。近代の国の概念が登場する以前から、海は船舶の利用によるコミュニケーションの方式のひとつとして注目されてきた。現在の海洋法の規制に類似した規定には、地中海における難破船の取り扱いに関する規則があり、また、海洋法の起源は、中世のイタリア都市における海事法の編纂、その影響を受けたコンソラト・デル・マールに存在するとされている。⁽⁴⁾ 海洋の利用から受ける利益を独占するためにスペインとポルトガルとのあいだで海洋を分割しようとしたことは、教皇子午線の制定につながり、また、海洋の利用に力をつけたオランダの主張は、グロテウスによる『捕獲法論』の一部として書かれ、先行して出版された『自由海論』(二六〇九年)⁽⁶⁾に反映されていた。

海洋はまた、資源の存在する場として各国の領有の対象とされた。セルデンの『閉鎖海論』は英国の近海に対する権利を擁護するために書かれたものとされている。そののち、長い期間に渡って、自由な海と国に領有された海、すなはち、公海と領海という二元的な制度に基づく海洋の空間区分が行われていた。この海洋空間について国際法上の議論が長くなされてきた問題のひとつには領海の幅員が含まれていた。一九三〇年のハーグ法典編纂会議は領海の幅を定めようとしたが、各国の合意するところとはならなかった。一九五八年の第一次国連海洋法会議は海洋に関する四条約、すなはち、領海及び接続水域に関する条約(領海条約)、公海に関する条約(公海条約)、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約(漁業資源条約)、大陸棚に関する条約(大陸棚条約)を制定し、同時に、紛争の義務的解決に関する選択議定書を採用した。この会議においても領海の幅員については合意が得られず、一九六〇年に第二次国連海洋法会議が開催されたが、ここでも合意に達することはできなかった。⁽⁷⁾

海洋利用の拡大、新しい技術の利用にともない、既存の海洋に関する法規則の不備が指摘され、第三次国連海

洋法会議が開催されることとなり、一九八二年に海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）が採択され、同条約は一九九四年に発効した。この条約は長い間の懸案であった領海の幅員について合意をし、この問題を解決したが、同時に多くの新たな海洋空間の区分をもたらした。その意味では、領海と公海という区分を中心とした制度は、この国連海洋法条約の実施にともない名実ともに新しい海洋区分とそれに対応する制度へと変化すると解される。

国連海洋法条約における海洋空間の区分は多岐にわたっているが、それらには、内水、湾、領海、接続水域、国際海峡、群島水域、漁業水域、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底、などが含まれる。⁽⁸⁾ 各々の空間は固有の制度を有しており、それを特定の基準で分類することの意義とその基準自体の意味を述べることは困難ではあるが、以下では、国の主権がおよぶ海洋空間、調整された主権および管轄権がおよぶ海洋空間、自由な活動のなされる国際的な海洋空間、の区分に従ってそれぞれの区域の概略を見てゆくこととする。

一 主権のおよぶ区域

国連海洋法条約では、沿岸国の主権がおよぶ空間としては、領土、内水、群島水域に接続する領海があるとき（第二条一項）、また、その主権は、領海の上空および領海の下地におよぶと規定されている（第二条二項）。これらは、一九五八年の領海条約の規定を踏まえているが、新たに群島水域の文言が追加されている。

主権のおよぶ区域としての内水は、群島水域の場合を除いて、領海基線の陸側の水域を含むとされている（第八条一項）。また、湾については、湾口閉鎖線の引かれた内側の水域が内水とされている（領海条約第七条四項、国連海洋法条約第二〇条四項）。港も沿岸国の海岸の一部と解されている（第一条）。内水、湾および港については、領土と同様の領域主権がおよぶと解されている。これらの規定も一九五八年の領海条約の内容と同一のもの

である。日本では一九六六年に紀伊水道においてリベリア船テキサダ号と日本船銀光丸が衝突した事件で一審判決は二四カイリの湾口閉鎖線を本件に適用することができると判断したが、二審ではこの規則が国際慣習法とはなっていないとの理由で適用を否定した。

湾との関係で問題とされているのは、歴史的湾の概念であり、フランスのグランビル湾、英国のプリストル海峡、エストニア、ラトビアのリガ湾、イタリアのタラント湾、チュニジアのガベス湾、カナダのハドソン湾などが問題とされている。⁽¹¹⁾ 前述のテキサダ号事件二審判決では、瀬戸内海が歴史的水域であるとして日本の刑法の適用を認めた。この判決については、衝突の発生地点に対する歴史的権原の立証が十分であったかどうかの評価の問題が残されているとの見解がある。⁽¹²⁾ なお、日本は一九七七年に領海法を制定し、その際に領海法施行令第一条により瀬戸内海を内水と位置付けた。

二 沿岸国の調整された主権および管轄権の下にある区域

内水、湾、港とともに主権がおよぶと規定された空間に領海がある。この領海と呼ばれる空間区分については、特にその幅員に議論のあったところであるが、国連海洋法条約では、一二海里の領海について合意がなされた(第三条)。この領海におよぶ主権は、領土におよぶ主権に比べると制限をされている。これは、領海内において、船舶の無害通航権が認められていることに由来するものと考えられている。その意味では、この領海におよぶ沿岸国の主権は、調整された主権であると解される。

領海の外側に沿岸国の特定の機能、例えば関税、出入国についての規制をおよぼすために接続水域と呼ばれる区域の設定がなされることがある。この接続水域は、一九三〇年のハーグ法典編纂会議において主張がなされており、一九五八年の領海条約第二四条、一九八二年の国連海洋法条約第三三条に規定されている。ただし、前者

の領海条約では「公海上の区域において」とされ、また、領海基線より一二海里以下とされているのに対して、後者においては、公海への言及はなく、その幅は二四海里以下と定められている。この接続水域は、海上の表面についての海洋区域である点の特徴ともされている。⁽¹³⁾

国連海洋法条約には国際海峡そのものの定義は存在しないが、国際航行に使用されている海峡についての規定がおかれ、このような海峡における通過通航制度を設けて通過通航権を船舶・航空機に認めている⁽¹⁴⁾。国際航行に使用されている海峡については、一九五八年の領海条約では「停止されざる無害通航」が認められていた⁽¹⁵⁾（第二六条四項）のに較べると、領海の幅員の拡大にともない、このような海峡に該当する区域において、船舶、航空機の通航により広い自由を認めたものと解される。国連海洋法条約では、この通航制度の存在が海峡を構成する水域の法的地位に影響を及ぼすものではないことが明示されている⁽¹⁶⁾（第三四条）。なお、通過通航制度とともに、停止されざる無害通航の制度も存続している⁽¹⁷⁾（第四五条）。

国連海洋法条約において規定された新たな制度として群島水域がある。群島国は群島基線を用いて領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚を測定する⁽¹⁸⁾（第四八条）が、この群島基線により取り囲まれる水域で群島水域といわれるものに主権をおよぼすこととされている⁽¹⁹⁾（第四九条一項）。群島水域の外側に領海を設けていること、群島航路帯通航制度という特別な制度を有していることから、独自の水域とされている。

排他的経済水域もまた、国連海洋法条約において新たに規定された海洋空間である。各国の海への権利の延長は様々な方式をとってなされたが、大陸棚と漁業水域との両者の性質を含有する排他的経済水域が領海基線から二〇〇海里の範囲で容認されることとなった⁽²⁰⁾（第五五条、第五七条）。この海洋空間におよぶ沿岸国の権利は主権ではなく、天然資源の探査、開発、保存、管理のための主権の権利、経済的目的で行われる探査、開発等の活動に関する主権の権利、人工島などの設置、利用に関する管轄権、海洋科学調査に関する管轄権、海洋環境の保護、

保全に関する管轄権、国連海洋法条約が定めるその他の権利および義務、とされている（第五六条一項）。この空間においては、距離基準が用いられているとはいえず、それぞれの対象について異なる沿岸国の権利が設定されていることが特徴的である。この区域では、沿岸国の権利は、海面だけではなく、海中、海底、その地下におよぶことが特徴的であるが、包括的なものではない。

大陸棚に関する海洋法の規定は、一九四五年の米国のトルーマン宣言に始まる各国の領海外の海底地域への石油資源を目的とした権利主張から必要とされた。一九五八年の大陸棚条約の制定により、沿岸国は大陸棚に対してこれを探査し、その天然資源を開発するための主権的権利を有するとされた（大陸棚条約第二条一項）。もともと、このときの大陸棚の定義は水深二〇〇メートルあるいは開発可能性を基準とするものであった（同第一条）。国際司法裁判所は一九六九年の北海大陸棚事件において、この大陸棚制度が慣習国際法上の制度であることを容認した⁽¹⁵⁾。国連海洋法条約も大陸棚制度について規定するが、詳細な地質、地形による定義をおりており、さらに二〇〇海里を超える大陸棚の開発に関して支払・拠出制度を制定している（第八二条）。

三 自由な活動領域

海洋法において、領海と広い公海の二元的制度が維持された時代においても、また、その範囲が狭められた現在においても、公海は自由な活動のなされる国際的空間と認められてきた。公海の自由には、航行の自由、漁獲の自由、海底電線・パイプライン敷設の自由、上空飛行の自由（公海条約第二条）、人工島その他の施設を建設する自由、科学的調査の自由（国連海洋法条約第八七条）が含まれている。

公海の自由に関連して、かつて公海上の核実験が認められるか否かについて議論がなされたが、現在では、一九六三年の大気圏内、宇宙空間および水中における核兵器実験を禁止する条約により、領水および公海を含む水

中での核実験が禁止されることとなった。

深海底に関する制度は、第三次国連海洋法会議の発端となった問題であった。一九六七年にマルタのパルドー大使の演説を契機として海底平和利用アドホック委員会が国連総会により設立された。翌年、委員会は常設委員会となり、海底平和利用委員会として設置され活動を続けた。国連総会は一九七〇年に第三次国連海洋法会議を開催することを決定したが、この国連総会では、「国の管轄権以遠の海底を規律する原則宣言」を採択し、深海底とその資源が人類の共同遺産であると定めた。このうち、深海底問題は第三次海洋法会議において大きな争点となった。一九八二年に条約が採択され、深海底制度が設立されたが、その後も第一部については非公式協議が継続して行われた。一九九四年になって条約への普遍的な参加を促進するために、第一部に関する実施協定が採択された。この協定は国連海洋法条約と抵触する場合には第一部に優先するものとされている。

第二章 各区域における責任論の展開

国際違法行為に基づく国際責任の観点からは、国際法主体に国際義務が課せられている場合には、常に違反の可能性があり、国際責任を生じさせることとなる。このような一般原則とともに、海洋法という個別の分野において、責任に関する特別の規則の内容がどのようなものかが注目される。

国連海洋法条約は第一六部として一般規定をおいており、その第三〇四条は、「この条約の損害についての責任に関する規定は、国際法に基づく責任に関する現行の規則の適用及び新たな規則の発展を妨げるものではない。」と規定している。この「責任」の語は、英語正文では *responsibility and liability* であるが、仏語正文は *responsabilité* である。前者はコモンローにおける用語法を反映したものであり、法的に両者は一致している

と解されている⁽¹⁶⁾。この規定は、国連国際法委員会において続けられていた違法行為から生ずる国際責任に関する作業および禁止されない行為から生ずる賠償責任を念頭においての規定であろう。海洋法を特別法として、国際責任に関する一般国際法の発展に国連海洋法条約の規定が影響をおよぼすものではないことを確認した規定と解される。ただ、この点に関しては、国際法委員会の作業の進展を踏まえて、国連海洋法条約の規定が解釈されうることを、ウィーン条約法条約第三十一条三項(c)の「当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」に言及して認める考え方が⁽¹⁷⁾ある。

なお、第三〇四条の起草経緯によれば、本条の起源は明らかではないが、国際海峡に関する規定を含む本条約をスペイン、モロッコなどの海峡国が受諾するように促すという暗黙の了解に基づいて再開第九会期において承認された⁽¹⁸⁾、とされている。

以下ではそれぞれの空間ごとに定められた責任制度を概観してゆくこととする。

一 主権のおよぶ区域

内水は領土と同様の沿岸国の主権がおよぶ地域であるとされる。国の要件として知られている領土、国民、政府のうち、領土に対する国の主権は、これを基礎として責任原則が機能してきたことが指摘されうるが、国際社会における活動の多様化にともない、領土におけるすべての責任に関する問題が主権概念により説明できる状況にはなくなってきた。ただし、そのようななかでも依然として主権概念を中心に構成されうる違法行為のあることは留意されなくてはならない。

この関係では、領域侵害によりなされる国際違法行為が注目される。前述のように、内水は領土と同様の沿岸国の主権がおよぶとされるため、その意味では領土と同じ意味が付与される。しかしながら、内水に関して、

特定の状況下でそこにおよぶ主権が制限されることがある。例えば、直線基線を用いる場合には、その陸側もまた内水と呼ばれるが、そこでは、以前には内水とされていなかった水域を内水として取り込む場合には、その内水とされる水域において無害通航権が存続するものとされている(領海条約第五条、国連海洋法条約第八条)。この意味では、無害通航権の存在する内水と、存在しない内水とがあることに留意しなくてはならない。

湾についても、湾口閉鎖線が引かれ、その内側の水域は内水とされている。このような位置付けをされた場合には、領域主権に依拠した責任制度が適用されることとなる。ただし、船舶の利用にともなう問題としては、領土内の外国人に対する取り扱いは異なり、船舶の活動の自由を保障するために、沿岸国の権利が制限されることがある。

二 沿岸国の調整された主権および管轄権の下にある区域

前述のように、沿岸国の調整された主権または管轄権の下にある空間としては、領海、接続水域、国際海峡、群島水域、漁業水域、排他的経済水域、大陸棚、が含まれる。そこで行使される沿岸国の権利・権限については、「主権」、「主権的権利」、「管轄権」、「権利」、などの語が用いられている。

領海には沿岸国の主権がおよぶとされているが、そこでの主権は、「この条約および国際法の他の規則に従って行使される」(領海条約第一条二項、国連海洋法条約第二条三項)とされていることから、一定の制限に服し、他の権利、管轄権等と調整された区域であると解される。

国連海洋法条約では、領海に関する無害通航について、軍艦または非商業的目的のために運航するその他の政府船舶が、沿岸国の領海に係る法令、国連海洋法条約、または、国際法の他の規則を遵守しなかったために、沿岸国に損失、損害を与えた場合には、当該船舶の旗国が国際的責任を負う(The flag State shall bear interna-

ational responsibility for any loss or damage...)'と規定されている(第三十一条)。仏語正文では、L'Etat du pavillon porte la responsabilité internationale de toute perte ou de tout dommage...となっている。この規定は、軍艦または非商業目的の政府船舶が沿岸国の裁判管轄権から免除されるならば、沿岸国に対する損失または損害は他の方法で補填されなければならないことを定めたものと解されている⁽¹⁹⁾。軍艦に関しては、領海条約第二三条において、領海内で沿岸国の規則を遵守せず、沿岸国の遵守要請を無視した場合には、軍艦の領海からの退去を沿岸国は要請することができる⁽²⁰⁾と規定されていた。国連海洋法条約では、同様の規定が第三〇条におかれている。また、一九五八年の領海条約では、軍艦以外の政府船舶に適用される規則のなかに、このような船舶が享有する免除に影響をおよぼすものではないとの規定(第二二条二項)があつた。これと同様の規定が国連海洋法条約第三二条におかれているが、これは非商業目的の船舶とともに軍艦に対しても適用されることとされている。これに較べると、国連海洋法条約第三十一条の損害に関する旗国の責任の規定は類似の規定が領海条約には存在していない。海洋環境の保護に関連して、第二三六条は軍艦、軍の支援船、軍用機等へ条約規定を適用しないことを定めている。このような場合に、国は条約に即して行動をすることを確保する、とされているのみである。国連海洋法条約第三十一条は、領海内において生じた損失、損害について沿岸国に対して軍艦等の旗国が責任を負うことを明確に定めている。

国連海洋法条約の第四二条五項では、国際航行に利用されている海峡において、主権免除を享受する船舶または航空機が海峡沿岸国の法令または国連海洋法条約第三部の他の規定に違反して行動した場合には、その旗国または登録国が、海峡沿岸国にもたらした損失・損害について国際的責任を負う(The Flag State of a ship or the State of registry of an aircraft... shall bear international responsibility for any loss or damage...)と規定されている。仏語正文では、...l'Etat du pavillon du navire ou l'Etat d'immatriculation de l'aéronef porte la responsa-

bilité internationale de toute perte ou de tout dommage...となつてゐる。航行による利益を享受する、特に、軍艦、軍用航空機等についての規定であろうか。これとは逆に、海峽国の違反の結果、船舶・航空機に対して損失または損害を与えた場合に、海峽国に賠償の義務があるとした規定の提案がなされたが、このような規定は条約中におかれなかつた。このことは、海峽国が責任を免れるわけではなく、海洋法会議における一種のかけひきの結果であるとされている。⁽²⁰⁾なお、群島水域においては、国連海洋法条約第五四条により、第四二条の規定が群島航路帯通航について準用されることが定められている。

このような法令違反等の場合は、排他的経済水域、大陸棚に関する国連海洋法条約においてはおかれていない。

三 自由な活動領域

現在の海洋空間のなかで自由な活動領域とされるものには、公海、深海底、が含まれている。このような空間において規定された責任規則を検討することとする。

一九五八年の公海条約において、第二二条三項は、公海において外国商船に対してなされた臨検に関連して、嫌疑に根拠のないことが証明され、かつ、臨検を受けた船舶が嫌疑を正当とするようないかなる行為をも行っていない場合には、船舶は被った損失または損害に対する補償を受けるものとする (it shall be compensated for any loss or damage that may have been sustained.) と規定している。この規定は宇宙法の分野とともに賠償責任 (liability) の例として言及される⁽²¹⁾ことがある。同様の規定は一九八二年の国連海洋法条約第一一〇条三項におかれており、その仏語正文は、...le navire arraisonné est indemnisé de toute perte ou de tout dommage éventuel...である。この規定については、類似の規定が第一〇六条および第一一一一条八項におかれており、第三〇〇条に権

利濫用の一般規定のあることが指摘されている。⁽²²⁾

公海条約第二〇条は、海賊行為の嫌疑に基づく船舶または航空機の拿捕が十分な根拠なしに行なわれた場合には、拿捕を行なった国は、その船舶または航空機がその国籍を有する国に対し、その拿捕によって生じたいかなる損失または損害についても責任を負う（…the State making the seizure shall be liable…for any loss or damage caused by the seizure.）と規定している。同様の規定が国連海洋法条約第一〇六条におかれており、その仏語正文は、*…l'Etat qui y a procédé est responsable vis-à-vis de l'Etat…de toute perte ou de tout dommage…*とある。第一〇六条は、第五八条二項の規定により排他的経済水域において適用可能であることから、十分な根拠なしに行われた拿捕により生じた損失、損害に対する責任は、拿捕が公海または排他的経済水域において行われた場合に生ずることとなる。⁽²³⁾

公海条約第二〇条と第二二条三項については、第二〇条の文言について、ノルウェーが第二二条三項と同様の表現となるよう修正提案を提出したが、否決されたという経緯がある。⁽²⁴⁾

深海底に関連して、国連海洋法条約第一三九条に責任についての規定がおかれている。この規定は、締約国が第一一部の規定に従って活動がなされるように確保する義務を負わせるものである。深海底活動が、締約国自体だけではなく、国営企業、締約国の国籍を有する自然人または法人、締約国の実効的に支配する自然人または法人、締約国の国民により実効的に支配される自然人または法人、により行われるため、それらの活動が条約の規定に合致することを確保しなければならない（States Parties shall have the responsibility to ensure…; Il incombe aux Etats Parties de veiller à ce que…）とされている。同様の義務が深海底活動を行う国際機構に対しても課せられている。なお、第一三九条は、「遵守を確保する義務及び損害に対する責任」とされるが、英語正文は、*Responsibility to ensure compliance and liability for damage*とあり、仏語正文は、*Obligation de veiller au*

respect de la Convention et responsabilité en cas de dommages *と云ふこと*。

締約国または国際機構が条約規定に基づく義務の不履行により損害を発生させた場合には、責任が生ずることとなる。ただし、締約国が実効的な遵守を確保するために、すべての必要かつ適当な措置をとった場合には、特定の損害について責任を負わないと定められている。

国際機構に関連して、当該機構の構成国である締約国は、国際機構が条約規定の実施を確保するために必要な措置をとるものとされている(第一三九条三項)。国際機構との関連では、当該国際機構の構成国がどこまで責任を負わなければならないのが問題となる。これが実際に問題とされた事例として、国際商品協定に関してはあるが、国際せず理事会(International Tin Council)の事例がある。この事件は、国際せず協定(第六次は一九八一年)により設立された国際せず理事会の負った債務について、その構成国との関係が問題とされた。英国を含む二三カ国と欧州経済共同体(当時)がメンバーであり、本部はロンドンにおかれ、すずの過大な国際市場価格の変動を防止することをその目的としていた。一定水準以下に価格が下がるとすずを購入し、価格が高すぎる場合には売却するという緩衝在庫の運用活動を行っていた。一九八五年一〇月に同機関は債権者への数百万ポンドの債務のため、その任務を遂行することが不可能であり、取引を停止すると発表した。債権者が国際せず理事会のメンバーを相手取って訴訟を提起したのが本件である。英国の貴族院に上訴されたが、ここでは、英国法において国際せず理事会は独立の法人格を有さず、その結んだ契約は実際はすべてのメンバーによるものであること、国際せず理事会が独立の法人格を有するとしても、メンバーも同時に、あるいは、二次的な賠償責任を有すること、国際せず理事会はそのメンバーの代理(agent)として契約していること、が主張された。貴族院は、これらの主張について否定的に判断し、上訴を棄却した。²⁵⁾

深海底制度の成立により、活動にかかわる機関として、国際海底機構が設立されることとなった。この機構と

締約国の紛争で、国連海洋法条約の第一一部の深海底に関する規定、関連する附属書の規定、機構の採択した規則・手続についての機構または締約国の違反となる作為・不作為、機構の管轄事項逸脱・権限の濫用については、海底紛争裁判部が管轄権を有するとされている（第一八七条（b））。また、機構が附属書III第二二条に規定された責任を負うとされる場合についても海底紛争裁判部が管轄権を有するとされている（同条（e））。

深海底の探査、開発の基本条件について定めた附属書IIIの第二二条では、「契約者は、その操業に際して行った不法の行為から生ずる損害に対し責任を負う（responsibility or liability）」とされ、また、「：機構は、条約第一六八条二の規定の違反を含め、その権限の行使及び任務の遂行に際して行った不法の行為から生ずる損害に対し責任を負う（responsibility or liability）」とする。ここでは、契約者の責任、深海底機構の責任が規定されており、そのような場合に、「責任（liability）は、いかなる場合にも損害の実際額に対応したものとす」とされている。

なお、附属書IIIの第四条四項においては、保証国が条約第一三九条の規定に基づいて、その国の法制度の範囲内、自国により保証された契約者が条約に基づく契約の条件およびその義務に従って深海底における活動を行うことを確保する義務（the responsibility to ensure）を負うものとされている。ただし、保証国はその管轄の下にある者による遵守の確保のために、その法制度の枠内で合理的に適当な法令を制定し、および、合理的に適当な行政上の措置を講じている場合には、保証している契約者の義務の不履行により生ずる損害についての責任（liability）を負わないとされている。このことは、保証国が負う「確保する義務」はあるが、一定の措置がなされている場合には生じた損害の賠償責任を負うものではないことを意味していると同時に、保証国となる国は、要件を満たす法令を制定しておらず、行政上の措置を講じていない場合には、発生した損害に対して賠償責任を負うことが有りうることを想定している。なお、仏語正文は、前者について、*Il incombe à l'Etat Partie ou aux*

Etats Parties qui patronnent une demande de veiller, en application de l'article 139 et au regard de leurs systèmes juridiques, à ce que...であり、後者に「いつ」...un Etat Partie n'est pas responsable des dommages...とある。

また、附属書IVの第三条では、同第一条三項の規定を害することなく、国際海底機構のメンバーはそのことのみにより事業体の行為または義務について責任を負わな（...no member of the Authority shall be liable by reason only of its membership for the acts or obligations of the Enterprise.）とされている。この場合には損害の語は用いられていない。仏語正文は、...aucun membre de l'Autorité n'est pas responsable des actes ou obligations de l'Entreprise du seul fait de sa qualité de membre. である。このことは、国際機構のメンバーであることのみによつては当該国際機構の行った行為、義務違反等について責任を負うものではないことが明確に規定されている。

国際機構の国連海洋法条約への参加を規定する附属書IXの第六条一項では、国際機構が国連海洋法条約の義務を履行しない場合、その他のいかなる条約違反を行った場合に、同五条の規定に基づいて権限を有する当事者が責任を負うと定めており、そのために必要な情報の提供について規定されている。⁽²⁶⁾ 第六条の規定は、責任 (Responsibility and liability) とされているが、損害の語は用いられておらず、条約の義務の不履行・違反について言及した規定となっている。また、締約国は国際機構、および、その構成国となっている締約国に対して、特定の事項に関連して、だれが責任を有するのか、の情報を提供するように要請することができる。合理的な期間内に情報提供をしない場合または矛盾する情報を提供した場合には連帯責任 (Joint and several liability; ils sont tenus pour conjointement et solidairement responsables) を負うとされている。この連帯責任の法制度は宇宙損害責任条約において共同打上げ国の責任、および、国際機構と国との間での責任に関しても用いられている。この連帯責任の法制度が国際法上有する意味については、国際法の紛争解決手続が国の意思に依存していること、また、国内法で連帯責任の制度が採用されているのは被害者保護の政策が選択されたことを反映したものである

が、国内のような立法機関を欠いている国際社会では並行した動きが困難であるとされている。⁽²⁷⁾

この深海底における活動を律する国連海洋法条約の規定については、宇宙法との比較が有益であろう。宇宙法における現在の商業化の動きは、国以外の宇宙活動の主体をどのように取り扱うのかの問題を提起している。深海底における活動では、国以外の活動主体を最初から予定しており、そのための法制度を制定していることは、宇宙法と較べてみると大きな違いである。ただし、責任制度のあり方としては、宇宙法のような徹底した被害者保護ではなく、むしろ、関係する諸国の間での問題と捉えられていると解される。また、宇宙法での損害賠償に関する国際機構の取り扱いでは、損害賠償を他国に行う場合には認められたが、損害賠償を国際機構が請求する場合には、構成国である加盟国が請求するという手続を採用していた。この点は、国連海洋法条約では明示的な規定は存在しないが、国際機構に締約国である構成国が委譲した権利または義務に関しては、損害賠償を請求することも可能であると解される（附属書IX、第四条）。さらに、紛争解決手続について、宇宙損害責任条約が請求委員会をその手続としていたのに比較すると、国連海洋法条約は紛争解決のための手続を詳細に規定しており、第一五部の規定が準用されるが、その際には、国際機構が国際司法裁判所を利用できないことを踏まえた規定がおかれている（附属書IX、第七条）。

第三章 空間区分を越えた海洋における責任制度

一 海洋環境の保護と責任制度

国連海洋法条約において、前述した規定の他に責任に言及している条項としては、例えば、第二三二条および第二三五条がある。第二三二条の規定は、海洋汚染に対してなされる執行措置について、その措置が違法であつ

た場合または合理的な限度を越えた場合に賠償責任を負うこととされ、そのために各国は自国の裁判所で訴えの提起のできるよう定めなければならない、と定めている。この規定は執行権の濫用に対するセーフガードであり、第二三五条が広く国際責任に起因する賠償責任に関して規定しているのとは異なっている。⁽²⁸⁾

第二三二条の対象とする執行措置は第十二部第六節の執行に関する規定であり、陸上起因汚染、海底活動による汚染、深海底活動による汚染、投棄、船舶起因汚染、などに関連して行われる国の措置に向けられている。それぞれの執行措置は、海洋空間の区分にそって行われるものと空間区分を越えて行われるものとがありうる。このため、損害または損失に関する責任の規定も、とられた措置の違法性または合理的必要性の限度に基づくものであるため、それぞれの海洋空間において、あるいは、空間を越えてなされた行為の性質・目的等に着目して適用されてゆくことになる。その際に、第二三二条の意義は、第一文が単なる国際責任の一般原則に言及した規定であるのに対し、第二文は生じた損害・損失に関連して国内法上の手続を整備することを求めている点にあると解されており、第二九五条の国内救済措置に関する条文の適用に影響を及ぼすものとされている。⁽²⁹⁾ この国内的な手続は第二三五条でも規定されているところである。なお、この条文に定められた義務について、条約に参加する国際機構にどのような内容の義務を課しているのかは不明確であるとの指摘がなされている。⁽³⁰⁾

第二三五条の規定は、第一二部の海洋環境の保護および保全に関する規定としておかれている。第一項では海洋環境の保護および保全に関する国際義務を履行するもの (States are responsible for the fulfillment of their international obligations…)、Il incombe aux Etats veiller à l'accomplissement de leurs obligations internationales …) とされ、国際法に従って責任を負う (They shall be liable in accordance with international law; Ils sont responsables conformément au droit international) と規定している。これは、国際法における国際責任の一般原則を述べた確認規定と解されるが、本項は、外国人に対する出訴権についての第二項、詳細な規定を設けて広く

救済方法を整備した第三項とともに解釈する必要があるとされている。⁽³¹⁾「責任」(responsibility)の語は慣習法または条約により課せられた義務の履行に関係するのに対し、「賠償責任」(liability)の語は国際法の不遵守または違反から生じうる損害に対する賠償、補償に関係すると解する立場もある。⁽³²⁾第二文の「国際法に従って」の語は、無過失賠償責任に関して第二三五条がこの問題についての立場を決定するものではないことを意味している。海洋環境の保護に関する他の条約により無過失賠償責任が定められているときには、第二三七条の規定によりそのような条約上の規定が優先することとなる。⁽³³⁾

第二三五条二項は、国の管轄下にある自然人・法人が海洋環境の汚染を行い、損害が発生した場合には、当該国の国内法制度を利用して迅速かつ適正な補償その他の救済措置をうることができるよう確保することを国に求めている。これは、第二二九条に定められた民事上の手続の開始および第二二二条の執行措置から生ずる国の責任と調和している。第二項の規定は、海洋環境の保護および保全に関連して、国内救済原則が適用されることを予定したものと解されるが、一九七二年の宇宙損害責任条約のように、このようにして定められた国内救済手段が完了しなくとも国際請求ができるものと意図したものがどうかは不明である。なお、「その他の救済のための手段」(or other relief)の文言は、海洋環境の汚染により引き起こされた損害について新たな国際的救済手段の発展に道を開くものと解されている。⁽³⁴⁾

第二三五条三項は、国際法の責任についての規則作成に関する国の協力義務を定めている。損害の評価、賠償、補償、紛争解決について、責任に関する現行の国際法を実施し、また、国際法を一層発展させるよう協力することとしている。また、適正な賠償および補償の支払いに関する基準、手続きを作成するための協力を定めている。これらには、例えば、強制保険や補償基金が含まれている。⁽³⁵⁾この条項は第三〇四条の規定とともに解釈されるべきであり、時際法の原則を留意したものとされる。

海洋環境の保護に関連して、これまで国際法の規定が作成され適用されてきた分野としては、例えば、船舶起因の油濁汚染に関する規定がある。汚染によって損害を受けた被害者は、汚染を引き起こした船舶を特定することが可能で、汚染と損害との因果関係を明らかにすることができたとしても、船舶の所有者を相手取って訴訟を起こすことが困難である。その理由としては、船主の過失を立証することが困難であること、船主が外国籍である場合に自国の裁判所に訴訟を提起することが難しいこと、被害者に判決により言い渡された金銭賠償額が船主の財源を越えていること、があげられている⁽³⁶⁾。このために特別の条約体制が設立された。

一九六九年には油濁民事責任条約が、また、一九七一年には油濁補償基金条約が締結された。この両条約は、一九九二年に改正されている。最近では、一九九七年一月二日にロシア船籍のタンカーであるナホトカ号が、重油を積載し日本海を航行していたが、荒天のため、島根県沖の公海上で船体が二つになった事例がある⁽³⁷⁾。これにより、日本海の海上および沿岸に油の汚染が生じ、条約の適用問題が生じた。これらの条約は、国連海洋法条約第二三五条三項の想定したもののひとつと考えられる。

なお、海底開発からの汚染に関しては、ふたつの地域的な条約が作成されている。一九七七年の海底鉱物資源の探査および開発から生ずる油濁汚染についての民事責任条約と一九九四年の地中海議定書である⁽³⁸⁾。陸上起因の海洋汚染については損害を受けた被害者が請求を提起するのを容易にする個別の条約はないが、北欧環境保護条約⁽³⁹⁾第三条が例外であるとされている⁽⁴⁰⁾。

国連海洋法条約では、科学調査に関する規定を第一三部にしている。このなかに第二六三条の規定があり、責任について規定している。第一項は、国または権限のある国際機構は、海洋科学調査が条約に従って実施されることを確保する責任を負う (shall be responsible for ensuring) としている。この規定は、自らが実施する科学調査であるか、自らに代わって実施されるものであるのかを問わないものとされている。この規定は、「確保す

る責任」とされているが、第一三九条と同様に、「確保する義務」と解されるものであろう。

第二項では、海洋科学調査に関連して、国連海洋法条約に違反してとられた措置について責任を負い、そのような措置から生ずる損害を賠償するものとされている。この規定は、違法行為に基づく国際責任の原則を海洋科学調査に関して確認した規定であると解される。

第二六三条三項は、海洋科学調査に際して海洋環境を汚染したような場合には、第二三五条の規定に基づいて責任を負うものと規定している。これは、海洋科学調査が例えば海洋汚染を引き起こした場合には、それが科学調査活動であったとしても、海洋環境の保護および保全に関する条約規定が適用されることを明示的に規定した条文である。この意味では、調査活動には、科学調査を規律する条約規定と環境保護を規律する条約規定とが適用されることとなる。

二 責任制度と紛争解決手続

責任制度のうちで、特に重要なのは、賠償の方式、実施である。その意味では、国際違法行為より生ずる国際責任の法典化作業において、第二読の草案に至る過程で国際法委員会が紛争解決制度を責任との関係で法典化しようとしたことそれ自体は注目される。

国連海洋法条約においても様々な紛争解決制度が導入された。第一一部第五節では深海底に関連していくつかの解決手続を、また、第一五部においては、紛争の解決に関する詳細な規定が設けられた。第一五部第一節の総則では、一般規定および一般的義務が規定され、第二節では拘束力を有する決定をとまなう義務的な紛争解決手続がおかれた。さらに、第三節では、第二節の適用の制限と除外とを規定した。条約の附属書Vでは、調停手続が規定され、第一五部第一節による調停手続と義務的な調停手続とが設けられた。附属書VIは海洋法裁判所規程

であり、裁判所の組織、権限、手続、海底紛争裁判部等について詳細に規定している。さらに、附属書Ⅶの仲裁、附属書Ⅷの特別仲裁手続がある。

責任との関係で注目されるのは、それぞれの紛争解決手続が責任の問題を扱うのか、扱うとすればどの規定について、いかなる範囲においてか、という点である。国際義務違反があり、その違反が国の行為とされる場合には、当該国の国際責任が生ずるという原則が適用されることと、特定の紛争解決手続において、生じた紛争に対して管轄権を有するか、ということとは違いがあり、紛争解決手続では管轄権の問題として取り扱われている。

国連海洋法条約第二八四条の規定が調停について、この条約の解釈または適用に関する紛争を、さらに、第二八八条で、その他の裁判所もまた、条約の解釈または適用に関する紛争を管轄権の範囲の問題としている。この意味では、責任および賠償の問題が国連海洋法条約の解釈または適用の紛争である限りでとりあげられることとなる。ただし、第三節の第二九七条および第二九八条は特定の紛争に関して第二節の適用を制限し、あるいは、選択的除外をなすことを容認している。この範囲においては、たとえその紛争が責任の問題を含む条約の解釈・適用に関する紛争であったとしても、解決手続が利用できないこととなる。

なお、国連海洋法条約第二九五条は国内的な救済措置の完了を紛争解決手続の要件としている。国際責任に関する国連海洋法条約の規定には、国内法の整備を要求するものがあり、その範囲では国内的な救済措置をとることとどのような意味を付与するのかが問題となりえよう。国内救済手続の完了は、国際司法裁判所においては請求の受理可能性 (justiciability) の問題として取り扱われている。国際責任法の分野では、実質的要件か手続的要件かについて見解の分かれる点であり、国際法委員会の国際違法行為から生ずる国際責任に関する法典草案およびその評価においてもこの点が争われてきた。

結びにかえて

国連海洋法条約の規定を中心に各海洋空間における責任規則を検討し、また、そのような空間にとらわれない責任の問題のあることを見てきた。問題は、空間が責任を支配するのか、それとも、責任が空間を支配するのであろうかという点にある。

海洋空間といってもその種類は様々であり、例えば、接続水域は、その表面における活動を律するための制度と考えられ、その意味では特定の活動に制限された権利の調整を行っている区域である。

また、深海底については、当該活動の特殊性および行為主体の多様化にともない、様々な責任主体を予定している。そこでは国のみならず国際機構、オーソリティー、国营企業、私企業、個人が責任の主体として予定されている。このことは空間区分に直接由来するものではないが、深海底の資源開発という特殊性は、その空間あるいはそこにある資源の性質から生じている。その意味では空間区分がそこで適用される責任原則を生み出していても考えられる。その中には、開発に携わる主体の多様化にともない、生じうる国際法の不履行、違反等に関して特別の規定をおいている点が注目される。

国際海底機構、企業体についての責任制度は、連帯責任のように、このような空間あるいは資源に適用が限定されているが、実行を通じて国際法上の制度となっていく場合には、これが他の分野における責任制度の発展に寄与してゆくものと考えられる。

それぞれの海洋空間とは別に、一九八二年の国連海洋法条約は、海洋環境の保護および保全、海洋の科学的調査、海洋技術の発展および移転に関する規定を、第一二部、第一三部、第一四部においている。これらの規定は区分された特定の海洋空間に限定されることなく、海洋に関連する問題を取り上げたものと解される。それは特

定の空間区分に依存する行為ではなく、海洋空間の区分を越えた横断的な規定とも解されうる。ただし、例えば、海洋環境に関しては、具体的にはそれぞれの海洋空間ごとの様々な規制の問題が生じてくるのであり、必ずしもまったく空間と関連のない問題とは考えられていない。また、科学調査についても空間区分に基づいて調査に関する規定がおかれている。

海洋法における紛争解決制度もまた、責任の制度を規律する働きを有している。責任の意義は、生じた損害の賠償とともに、法秩序の回復にあると考えられているが、個別具体的な賠償方式の決定や賠償額の算定などは紛争解決制度と結び付けられていることがある。その意味では、各分野において、責任制度に関する規定とともに、賠償にいたる様々な方式を検討することも重要である。国連海洋法条約では、空間にとらわれない紛争解決制度とともに、特別な制度、除外、選択的除外をも規定している。そこで対象とされる紛争には海洋空間の特性を反映したものがあり、その限りでは責任の問題も影響を受けざるをえない。

一般論として問題となってきた責任 (responsibility) および賠償責任 (liability) の差異が国連海洋法条約の規定を踏まえて諸国の実行によりどのように理解されてゆくのか注目されるところである。また、責任規則の個別分野での具体化という観点から、空間的アプローチと機能的アプローチの責任論における意義が、海洋法というひとつの分野での実践を通じて検討されて行かなければならない。

- (1) JEAN-PAUL PANCRAQIO, *DROIT INTERNATIONAL DES ESPACES 1* (Paris: Armand Colin, 1997).
- (2) 大森正仁「国際法における空間区分と責任法に関する一考察」国際法学会編『日本と国際法の二〇〇年 第二巻 陸・空・宇宙』二八九頁(三省堂、二〇〇一年)。
- (3) BRIAN D. SMITH, *STATE RESPONSIBILITY AND THE MARITIME ENVIRONMENT 1-2* (Oxford: Clarendon Press, 1988).
- (4) A・P・セーニー(森征一・大森正仁監訳)『イタリアにおける国際法の歩み(一)』『法学研究』七〇巻一、一号。

- 一六二—一六三頁（一九九七年）。
- (5) 同、一六四—一六六頁。
- (6) MARE LIBERVM SIVE DE IVRE QVOD VATAVIS COMPETIT AD INDICA NA COMMERCIA DISSERTATIO, LUGDUNI BATAVORVM, Ex officina Ludovici Elzevirij (1609). この初版には、グロチウスの名前は明記されていない。
- (7) 横田喜三郎『海の国際法 上巻』補遺八七—八頁（有斐閣、初版第二刷、一九七七年）。
- (8) これ以外に関連するものとしては、国際運河、国際河川、があるが、それぞれ特有の制度を有している。例えば、スエズ運河については一八八八年のスエズ運河の自由航行に関する条約があり、パナマ運河については、一九七七年のパナマ運河の永久中立と運営に関する条約があり、同条約の付属議定書が作成されている。
- (9) 一九七四年七月一日、和歌山地裁。
- (10) 一九七六年一月一日、大阪高裁。
- (11) PANCRACIO, *supra* note 1, at 69.
- (12) 高林秀雄「テキサダ号事件」田畑茂二郎・太寿堂鼎編『ケースブック国際法』一四〇頁（有信堂、新版、一九八七年）。
- (13) PANCRACIO, *supra* note 1, at 136.
- (14) 栗林忠男「国際海峡の通航制度（一）（二）」『法学研究』四八巻四号三五—六九頁、五号一五—三九頁（一九七五年）。
- (15) 1969 I.C.J. 22.
- (16) 5 UNITED NATIONS CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA, 1982: A COMMENTARY 163 (Dordrecht/Boston/London: Shabtai Roseme and Louis B. Sohn eds., Martinus Nijhoff, 1989).
- (17) *Id.* at 164.
- (18) 栗林忠男『注解国連海洋法条約 下巻』三二五頁（有斐閣、一九九四年）。
- (19) 小田滋『注解国連海洋法条約 上巻』一三一頁（有斐閣、一九八五年）。

- (20) 同、一五四頁。
- (21) 例々、IAN BROWNLIE, *PRINCIPLES OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW* 446-447 (Oxford: Oxford University Press, 5th ed., 1998); Karl Zemanek, *The Legal Foundations of International System, General Course on Public International Law*, [1997] 266 *RECUEIL DES COURS* 240 (1998).
- (22) 3 UNITED NATIONS CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA, 1982: A COMMENTARY 246 (Dordrecht/Boston/London: Satya N. Nandan and Shabtai Rosenne eds., Martinus Nijhoff, 1995).
- (23) *Id.* at 219.
- (24) 横田、前掲注(一)三十三頁。
- (25) J H Rayner v. Department of Trade and Industry; M Watson v. Department of Trade and Industry; M Watson v. International Tin Council, House of Lords, 26 October 1989, 81 ILR 670 (1990).
- (26) *Supra* note 16, at 461-462.
- (27) John E. Noyes and Brian D. Smith, *State Responsibility and the Principle of Joint and Several Liability*, 13 *YALE J. INT'L L.* 225, 258-259 (1988).
- (28) 栗林、前掲注(8)一四一頁。なお、日本の国家賠償法の相互主義との関係で国内法との抵触のあることが指摘を
れつる(同、一四二頁)。
- (29) 4 UNITED NATIONS CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA, 1982: A COMMENTARY 380 (Dordrecht/Boston/London: Shabtai Rosenne and Alexander Yankov eds., Martinus Nijhoff, 1990).
- (30) *Id.* at 380-381.
- (31) 栗林、前掲注(8)一五〇頁。
- (32) *Supra* note 29, at 412.
- (33) *Id.* at 412-413.
- (34) *Id.* at 413-414.
- (35) *Id.* at 414.

- (36) R. R. CHURCHILL AND A. V. LOWE, *THE LAW OF THE SEA* 358-359 (Manchester: Manchester University Press, 3rd ed., 1999).
- (37) 石野耕也他編『国際環境事件案内』九二―九九頁(信山社、二〇〇一年)。
- (38) CHURCHILL AND LOWE, *supra* note 36, at 376-377.
- (39) 地球環境法研究会編『地球環境条約集』八頁(中央法規出版、第三版、一九九九年)。
- (40) CHURCHILL AND LOWE, *supra* note 36, at 389.